

令和 6 年度炭鉄港推進協議会負担金及び協力金について

1 負担金額

(1) 市町 10万円 × 12市町 = 120万円

(2) 北海道 120万円

※ 江別市の構成文化財が追加された場合は、江別市10万円、北海道10万円を加算

2 負担金の請求時期について

各市町に対し、令和6年度4月付けで協議会長名で請求書を発出する。

支払期限は、原則5月31日(金)まで。

※ 納期までの支払いが困難な場合は別途相談。

3 協力金について

別途、構成市町を除く構成団体、幹事会あて、協力金(任意)について依頼文を発出する。

任意ではあるが、自主事業(炭鉄港カード、炭鉄港めしスタンプラリー)の継続実施のため、一団体1万円~3万円程度ご協力いただきたい。

4 その他

負担金については令和3年度第2回協議会・幹事会で議決したとおり令和6年度までは同額とし、令和7年度以降の負担金取扱いについては、令和6年度中に決定する。